

山形県地域公共交通活性化協議会と慶應義塾大学経済学部附属経済研究所  
との間におけるデータ提供及び分析のための連携協定（案） ※未定稿

山形県地域公共交通活性化協議会（以下「甲」という。）と慶應義塾大学経済学部附属経済研究所（以下「乙」という。）は、地域公共交通の利便性と持続可能性の向上による山形県の地域活性化を図るとともに、ひいては、我が国全体のデータ利活用及びEBPM（根拠に基づく政策決定）の推進に寄与するため、連携協力について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の有するデータの利活用及びデータ分析を適切に促進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携協力して実施するものとする。

- (1) 甲の有するデータの利活用手法の研究
- (2) 甲がさらに収集すべきデータの提案及びその収集手法の研究
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（データの提供）

第3条 甲と乙が共同して、又は乙が行う研究について、甲が有するデータ（甲が第三者から甲が利活用することのみを想定して提供を受けたデータにあつては、本協定によって乙に提供されることを当該第三者が承諾したもの又はデータを使用する研究活動が当該データの収集の際の目的外使用とはみなされないと甲が判断したものに限り。）を必要とする場合であるとして乙から依頼を受けたときであつて、甲が、当該研究が次の各号に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときには、甲は当該データを乙に提供するものとする。

- (1) 甲のデータ利活用政策の手法改善に資する研究
- (2) 甲の政策の企画立案及び実施の参考となる研究
- (3) 我が国のデータ利活用政策の手法改善に資するもの又は我が国の地域政策の企画立案及び実施の参考となるものであつて、甲の政策としても裨益する研究
- (4) 甲と共同で、又は甲の委託を受けて乙が実施する研究

2 前項各号に定める研究で甲の政策の推進に大きく寄与すると認められる場合において、甲が直接所有しない地域公共交通に関するデータを必要とするときであつて、甲がその取得に係る調整を行い得る立場にあるときは、当該データの取得に関し、甲は、乙の要請に応じ、調整を行うものとする。

ただし、当該甲が直接所有しないデータのうち、山形県地域公共交通計画付則の「2. 山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用について」に掲げるものについては、前項と同様の取扱いとする。

(データの使用)

第4条 乙は、前条の規定により提供を受けたデータを第2条に定める研究に限り使用し、それ以外の他の目的には使用してはならない。

なお、乙の情報セキュリティを実施するための運用・体制は「慶應義塾情報セキュリティ対策基本規程」の定めによる。

- 2 乙は、第2条に定める研究の結果を第三者に開示し、又は公に発表するときは、開示又は発表予定日の5開庁日より前に甲にその旨を通知することとする。
- 3 乙は、甲が第三者から甲が利活用することのみを想定して提供を受けたデータを使用する際には、甲がデータの提供を受ける際に合意した条件と同様の条件を遵守する。
- 4 乙は、第2条に定める研究の結果を第三者に開示し、又は公に発表するときは、当該データに含まれる第三者への開示又は公への発表が想定されていない個人情報や事業者の経営内部情報等（以下「個人情報等」という。）について適切に削除又は匿名化しなければならない。
- 5 乙は、前条の規定により提供を受けたデータ及びこれを加工した情報を、乙が使用するコンピュータ（当該研究活動に従事しない者のアクセスを禁止する措置を講ずることができるものに限る。）において使用し、他のコンピュータへデータの転送、移送等を行ってはならない。
- 6 乙は、個人情報等の漏えい、窃用が生じないように、データを適切に管理し、及び使用しなければならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日をもって発効し、その期間を2023年3月31日までとするが、必要に応じて延長することができる。ただし、甲及び乙は、有効期間内においても6か月前までのお互いの通知により本協定を解除することができる。

- 2 本協定の有効期間内において、甲が山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用ガイドラインを定めることとなった場合は、甲及び乙は協議の上、本協定の内容を当該ガイドラインを踏まえた内容に修正することとする。

(その他)

第6条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、本協定の改定が必要な場合又は本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の代表が記名押印の上、各々1通を保管する。

2021年 月 日

甲：山形県山形市松波2丁目8番1号  
山形県地域公共交通活性化協議会

会長 伊藤 淳一 印

乙：東京都港区三田2丁目15番45号  
慶應義塾大学  
経済学部附属経済研究所

所長 中妻 照雄 印